

(1)小売業者

	規 定	取組例	概 況
実 施 義 務	① 購入者に対し、廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法の優先的な利用を促すために必要な事項を周知する取組	・簡易包装、はだか売り等ごみになるものが少ない買い物を促すポスターやステッカー等の掲示	(①又は②のいずれかの実施が必須) ・ほぼ全ての事業者が両方又はどちらかのポスターやステッカーを店内に掲示していた。
	② 購入者に対し、再生利用をすることができる廃棄物を分別して排出するよう促すために必要な事項を周知する取組	・資源物の回収を案内するポスターやステッカー等の掲示、回収ボックスの設置	
	③ 購入者に対し、レジ袋を有償により譲渡する取組（特定レジ袋を有償によらずに譲渡することを含む。）	・レジ袋の有料化、特定レジ袋への変更	・レジ袋の有料化が義務化されてから2年以上が経過し、レジ袋を使用する全ての事業者がレジ袋の有料化又は特定レジ袋の提供を実施していた。また、特定レジ袋についても、約8割の事業者が有料化している。 なお、原材料高騰のため、レジ袋の販売金額を値上げした事業者も見られた。
	④ 購入者に対し、レジ袋の要否及び必要最小限の枚数（レジ袋を必要とする場合に限る。）を確認する取組	・レジ袋の要否と必要枚数の口頭確認	・レジ袋を使用する全ての事業者において、レジ袋の要否確認などがなされている。

	規 定	取組例	概 況
努力義務	⑤ 廃棄物の発生抑制等に配慮した製品を優先的に販売し、及び廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法を実施するよう努める取組	・野菜等のはだか売り、トレイなし等簡易包装での販売、詰替え用商品の取扱い、少量サイズや量り売り販売	・食品や日用品を扱うほぼ全ての事業者が、野菜のはだか売りや詰替商品の販売を実施していた。一部の事業者では再生トレイの使用、バイオマスフィルムを使用した包装の使用など、パッケージの素材を変更する取組が見られた。

	規 定	取組例	概 況
努 力 義 務	⑥ 特定レジ袋を無償により譲渡することを抑制するための措置を講じるよう努める取組	・特定レジ袋の有料化、又は特定レジ袋辞退者へのポイント付与の実施	・ごみ減量のため有料化する事業者が増加し、特定レジ袋を提供する約8割の事業者が有料化している。また、原材料高騰のため、特定レジ袋の販売金額を値上げした事業者も見られた。
	⑦ 購入者に対し、レジ袋の使用の抑制を図るための工夫を促すために必要な事項を周知するよう努める取組	・マイバッグ持参を促すポスターの掲示、レジ付近でのエコバッグ・マイバスケットの販売	・ほぼ全ての事業者が、マイバッグ持参を促す表示や、レジ袋が有料である旨の表示を行っている。
	⑧ 再生利用をすることができる廃棄物を回収するために必要な体制を整備し、及びその回収方法を購入者に周知するよう努める取組	・食品トレイ、牛乳パック、ペットボトル、衣料品等の店頭回収ボックスの設置	・全体の6割近い事業者で、店頭回収の取組が見られた。業種別では、スーパーの8割以上が店頭回収に取り組んでおり、百貨店・家電量販店・ホームセンターなどで店頭回収に取り組む事業者が多く見られる。ドラッグストアなどでも、新たに回収に取り組むケースが見られた。
	⑨ 食品廃棄物等の発生を抑制するための工夫をするよう努める取組	・見切り販売の実施、需要予測の精度向上による仕入れ量の増減調整	・食品を取扱うほぼ全ての事業者が、見切り販売などの食品ロス削減の取組を実施していた。また、天気や曜日等の情報を仕入れ量の調整に利用するシステムを導入している事業者が見られた。
	⑩ 自ら持参した容器に飲料を入れて受け取ることでできる販売方法を実施し、及び容器の持参を促すために必要な事項を周知するよう努める取組	・マイボトルへの飲料の販売	・食品衛生上の懸念などから、マイボトルへの飲料販売は、一部の事業者のみでの実施にとどまっている。
	⑪ 使い捨ての食器の譲渡又は使用を抑制するよう努める取組	・希望者に限り、割り箸・スプーン等を提供	・弁当・惣菜等を扱うほぼ全ての事業者が、割り箸等の可否を口頭で確認するなどの取組を実施していた。また、プラスチック資源循環促進法の施行を契機として、一部の事業者でフォーク、スプーン、ストローを代替素材に変更する動きがみられた。

(2) 飲食店業者

	規 定	取組例	概 況
実施義務	① 食事として提供された食品をできる限り消費することを飲食店の利用者に対して促すために必要な事項を周知する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要予測の精度向上による仕入れ、仕込み量の増減調整少量メニュー、複数サイズなど、量の選択が可能であることをメニューに明記又は口頭説明</li> <li>・食べキリを促すPOP等の掲示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼ全ての事業者が少量メニュー、複数サイズでの提供やPOP等による食品ロス削減のPRなどに取り組んでいた。</li> </ul>
努力義務	② 飲食店の利用者から食事の一部を持ち帰ることを希望する旨の申出があったときに、衛生管理上支障がない限りこれを認めるよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食べ残しの持ち帰りの希望があった場合に容器を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生上の懸念などから、持ち帰りの希望に対応可能な事業者は、4割足らずにとどまっている。一方で、環境省の「mottECO 導入モデル事業」に参画し、持ち帰り専用容器を用意するとともに、メニュー表等に食べ残しの持ち帰りが可能である旨を表示するなど、積極的に取り組んでいる事業者もある。</li> </ul>
	③ 食品廃棄物等の発生を抑制するための工夫をするよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要予測の精度向上による仕入れ、仕込み量の増減調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての事業者が需要予測に基づく発注や仕込み量の調整等によって、食品廃棄物の発生抑制に取り組んでいた。また、食品ロス削減のため、余ってしまった商品を、アプリを利用して安価で提供するフードシェアリングサービスを導入した事業者が見られた。</li> </ul>
	④ 自ら持参した容器に飲料を入れて受け取ることでできる販売方法を実施し、及び容器の持参を促すために必要な事項を周知するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイボトルへの飲料の販売</li> <li>・マイボトル持参者に割引を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生上の懸念などから、マイボトルでの飲料販売を行う事業者は、4割程度に留まっているが、新たに取り組み始めた事業者も見られた。</li> </ul>
	⑤ 使い捨ての食器の譲渡又は使用を抑制するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望者に限り、割り箸・ストロー等を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨て食器を使用していない事業者が多かった。また、プラスチック資源循環促進法の施行を契機として、一部の事業者でストローを紙製、生分解性プラスチックに変更する動きが見られる。</li> </ul>

(3) ホテル・旅館業者

	規 定	取組例	概 況
実 施 義 務	滞在者が廃棄物を分別して排出するために必要な環境を整備する取組又は滞在者に対し本市における分別に関する取組について理解を得るために必要な事項を周知する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 客室や共用部に分別ごみ箱を設置</li> <li>・ 客室やフロント等に、滞在客に対して分別・リサイクルの徹底を啓発するステッカーやPOPの掲示</li> <li>・ 客室や共用部に啓発用リーフレットを設置、配架</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約9割の事業者が、廃棄物の分別に取り組んでおり、分別ごみ箱を客室ごとに設置している事業者も多く見られたほか、分別について、英語・中国語・イラストを用いて外国人にも分かりやすく案内している事業者も見られた。</li> <li>・ 客室モニター、フロントモニターなどに「京都市が推進する2Rと分別・リサイクルに当ホテルが積極的に取り組んでいる」旨を、PR表示している事業者も見られ、徐々に増えている。</li> </ul>
努 力 義 務	滞在者に対する使い捨ての日用品の提供又は販売を抑制するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シャンプー類はポンプ式を採用</li> <li>・ 清掃やアメニティグッズの提供は希望者のみ実施</li> <li>・ アメニティグッズの種類削減</li> <li>・ アメニティ持参のお願い（予約時に案内、HPに掲載など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9割を超える事業者がアメニティグッズの提供抑制に取り組んでおり、客室には設置せず、フロントにアメニティバーを設置して、希望者のみに提供する事業者や、連泊の場合に清掃不要（アメニティグッズの不補充を含む）の意思表示カードを採用する事業者が多く見られた。</li> <li>・ シャンプー類については、多くの事業者が個包装のものではなく、ポンプ式（詰替え式）を採用していた。</li> <li>・ プラスチック資源循環促進法の施行を契機として、アメニティの素材変更（生分解性の素材の採用）や有料化などの動きが出ている。</li> </ul>

#### (4) 大学

	規 定	取組例	概 況
実施義務	学生に対し、本市における廃棄物の発生抑制等に関する取組について周知し、及び当該取組が適切に実施されるために必要な啓発を行う取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新入生向けガイダンスでゴミ減量や分別ルールを説明、チラシ等の配布</li><li>・ ゴみの減量や分別ルールに関するチラシやポスターの掲示</li><li>・ 大学ポータルサイトにおいて、分別ルール・廃棄物抑制について発信</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全ての大学が京都市の啓発チラシの配布やポスター掲示、学生向けサイトの発信など、ゴミの減量や分別に関する周知啓発に取り組んでいた。</li></ul>
努力義務	構内において、学生が再生利用をすることができる廃棄物を分別して排出するために必要な環境を整備するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 分別ゴミ箱の設置（雑がみ、プラスチック、ペットボトル等）</li><li>・ 留学生対応のため、複数言語・イラストを用いた分別表示をゴミ箱の設置場所に掲示</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全ての大学が分別ゴミ箱を学内に設置していた。</li><li>・ 多くの大学が雑がみや廃プラスチック専用ゴミ箱の設置など、分別の種類細分化や表示の明確化に加え、電池・インクカートリッジの回収箱を設置するなど、一層の分別促進に向けて積極的に取り組んでいた。</li></ul>